

委員意見の条例案への反映

【前文】

	意見	条例案への反映
委員 委員	<ul style="list-style-type: none"> 全体の流れは良い。一番重要なのは、現状の構造と課題と最終結論。地域経済の経緯や地域の特徴はコンパクトにしつつ思いを込めると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や歴史、産業発展の経過を極力コンパクトにまとめました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> これまでの地域特性、歴史、中小企業の役割の確認、地域の課題の確認が重要。 自然関係は、固有の名称を盛り込んだ方がよい。 中小企業が雇用面、経済面だけでなく、地域行事や教育への参画などの役割も果たしていることを確認することが重要。 経営課題は、絶えず変わっていくことを踏まえて検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然特性は、菅平、美ヶ原高原、千曲川の固有の名称を入れました。 地域行事への参加や教育面においても貢献し、まちづくりにおいても大きな役割を果たしていることを追加しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 前段は上田らしさが入っているが、後段が他自治体と同じ課題、方向性になっているため、上田らしさが示せると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者が個々の強みを発揮し、付加価値を向上させ、地域内外の経済循環を高めながら未来を切り開いていくことが重要であること」や、「中小企業の発展なくして人口減少への歯止めや上田市の持続的発展はなしえない」ことを追加し、市条例の特徴を出した表現にしました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 「前文に思いを込める」という共通理解の上、上田らしさを盛り込みたいということで、全体としては、良い前文という共有は出来ているので、マイナーチェンジすればより良くなるのでは。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 上田市の企業の技術的基盤は戦時中の疎開企業にルーツがある。 「ダイバーシティ」は、市民の馴染みのあるわかりやすい表現に。 「関係する全ての者」があいまい。誰が取り組むのかを明らかに。 	<ul style="list-style-type: none"> 「戦時中の疎開企業」により技術的基盤が培われたことを追加しました。 「ダイバーシティ」は、地域特性でなく一般論のため削除しました。 「行政、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等、金融機関等」の関係機関が連携・協力して支援を行うと明らかにしました。

【第1条】目的

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業を含む中小企業ということが明らかになっているので、案のとおりで問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 修正等なし。

【第2条】定義

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 上田らしさを盛り込むという観点では、「中小企業関係団体等」の中に AREC を加えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業関係団体等」に、「一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター(AREC)」を追加しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業関係団体等」の定義の中に、「市内に事業所を有するもの」という表現があるが、市内だけでなく市外や海外の団体等との連携もあり得る。一案として、「市長が適当と認める団体」というような表現もあろうかと思う。同様の視点から、「大企業者」や「教育機関等」についても、市内に限定しないことが望ましい。 上田市には条例があり、各主体に役割があることを明確にすることで、市内中小企業者はお付き合いする市外も含めた大企業や支援機関に対して「こういう条例を持っているので趣旨を理解して支援を」とお願いすることが可能になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県条例は「県内」の主体に限定していない。他団体の条例では、市内に限定するものと、限定しないものがあります。 実態として、市外の支援機関、大企業、大学等とも連携しており、第6条以降の各主体の役割の内容からしても、市内に限定する必要性がないため、次のとおり修正しました。 「中小企業関係団体等」、「教育機関等」について、「市内に事務所(校舎等)を有するもの」を削除しました。 「大企業者」について、「市内において事業活動を行うもの」に修正しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 実際、自分の会社においても取引や連携があるのは必ずしも市内に事業所を有するものばかりではない。市内の関係者に限ってしまうことで条例の効果が小さくなってしまふことを懸念する。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 条例案において定義の対象者を市内事業所に絞った意図は何かあるのか。 一案だが、「原則」という文言を入れることでこの点を解決できないか。条文に「原則」という文言を入れることはルール上難しいのか。 	

委員	<ul style="list-style-type: none"> 企業同士のお付き合いや支援団体との関係は市内にとどまらないことは承知しているが、条例上、各主体の「役割」を定める中で、まずは「市内の方々は主体的に中小企業振興に取り組んで下さいよ」ということをしっかり明確にすることが重要。市外の関係者等までその役割を負わせることを追求するのは難しい。市の条例であり、役割を負わせる以上、市外に所在する者にまで上田市の中小企業にこうなさいということとは、一般論として少しおこがましいのではないかと思う。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 双方の意見が出ている中でどちらの意見にも一定の理解。関係するか分からないが、自治基本条例では「市民」とは観光に来た方々も市民に含めようという考えでやっている。同様に考えれば、文言としては「市内に事業所を有するもの」としてあったとしても、市内で活動をしている者であれば同様の役割が求められている、期待されていると捉えれば良いのではないかと思う。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 双方の意見にもっともな部分があると思う。ただ、市の条例なので対象があまり広くなりすぎるとその役割が分かりづらくなってしまふことを懸念。理念条例の性質上、対象者がグレーであるほど実効性の無いものになりかねない。先ほどの「原則として」ではないが、何らかの形で市外企業も包含するような言い回しにできれば良いのかと思う。 	

【3条】基本理念

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1項で「中小企業(小規模企業を含む。以下同じ。)」としておきながら、第4項に敢えて「小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、必要な配慮をする」との記載がある。この意図は、特に経営規模が小さい小規模を配慮するという意図か。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実施に当たっては、経営規模の大小を踏まえて取り組む必要があることから、第4項で小規模企業者への配慮を規定しました。 また、「必要な配慮」について、具体的に、脆弱である小規模企業の経営資源の有効活用や多様な主体との連携及び協力により、持続的な発展を促していくという表現に修正しました。

【4条】市の責務

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> ③は商業とサービス業に特化した条文になっているが、解説にある「地域コミュニティの担い手」という点では、製造業の皆さんであっても自治会活動等、同様に地域社会で果たしている役割があるかと思う。それを踏まえれば、この条文が商業、サービス業に特化した書きぶりとなっていることは疑問が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業とサービス業のみに焦点を当てることは適当でないため、③は削除し、個々の施策の中で位置付けることとします。

【5条】中小企業者の責務

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1、2項に含まれているのかもしれないが、個人的には中小企業の重要な責務は、社会課題や地域課題の解決に貢献することだと思う。その点がしっかり盛り込まれることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 前文及び第2項で、地域の課題解決を含めた幅広い、中小企業の社会的責任を述べています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第6項 職業体験の対象が、「児童、生徒」となっているが対象者の年齢が低くないか。大学生や専門学校生も対象に含まれるようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第5項で、児童、生徒に「学生」を加え、「地域の将来を担う児童、生徒、及び学生」に修正しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 学生の年齢ということもあるが、この条文における本質は「地域の将来を担う人材に対して」という趣旨かと思う。中小企業の人材確保を進める上では、地域の将来を担う人材が正しい職業観、職業への理解を深められるよう教育機関等と連携することが重要と認識している。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第5条で中小企業の「責務」と書きながら、全6項の条文の末尾がすべて「努める」となっている。中小企業自らが進んで動くという姿勢が重要になる条例であると認識しているため、全ての責務が「努める」というのは少し違うのではないかと感じる。例えば、1項、4項、6項であれば「努める」で仕方ないかもしれないが、2項であれば「地域社会の維持及び発展に寄与する」、3項であれば「自主的に取り組む」、5項であれば「整備に取り組む」などとし、全てが「努める」にならないようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「努める」という表現を「努めなければならない」に修正し、より自主的な取り組みを促す表現にしました。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 第4項で「相互に連携を図る」とあるが、「相互」というと中小企業間の連携ということになるかと思う。連携を図る相手は必ずしも中小企業同士でなく、大企業や教育機関、行政でも良いと思うので書き方を工夫していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3項に具体的に、中小企業者の相互連携に加え、中小企業者以外の主体との連携を追加しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援団体に積極的に加入するという一文を追加いただきたい。県条例には同様の文言があり、上田市の商工団体でも加入者が減少している状況にある。中小企業者の責務として追加するよう検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第7項に中小企業団体へ積極的に加入することを追加しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 県や小諸の条例にあるから入れなければならないということではないが、市内事業者の製品、サービスの利用に努めると追加してはどうか。実際に利用可能かといえれば難しい面もあると思うが、そのような意識を持つことが重要であり、また、「第7条大企業の役割」で明記しておきながら中小企業者自身はやらないのかということにもなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 第6項に、大企業と同様に市内製品の購入、利用に関する条文を追加しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の立場として、できないかもしれないものについて「努める」と縛ってしまつて良いのか懸念はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務付けるものではなく、条例の目的を達成するために、中小企業の自主的な取り組みを促すものです。

【第6条】 中小企業団体等の役割

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第1項の役割で自らの専門性の高い知識を生かして中小企業支援に積極的に取り組むとなっており、第2条定義では市内に事業所が有る無しについては関係ないではないかと思う。この点も併せて第2条定義の箇所の修正をご検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2条の定義で、「市内に事務所を有するもの」を削除しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業団体中央会で言えば、上田は上小と佐久地域を合わせて所管する事務所がたまたまあるが、すべての市町村にあるわけではない。そういう点も踏まえれば事業所の所在を要件とするのは難しい地域も出てくるとは思う。 条文そのものには書き込むことにはならないかと思うが、各団体の具体的な支援内容、役割の別などもどこかで説明する必要があるのではないかと思う。そもそも支援団体の支援内容や役割、相談方法を知らない方も多いかもしい。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 第2条定義の解説に、中小企業団体等の法的根拠、目的等を追加しました。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 今ある中小企業者の支援については書かれている内容で良いかと思うが、今後創業する中小企業者、小規模事業者への支援の役割についてもしっかり明記するべきではないか。実際に商工団体では既に取り組んでいるものでもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「創業」を条文に追加しました。
----	--	---

【第7条】大企業の役割

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第2項「市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努める。」とあるが、既に県条例において役割が課されているものであり、再度市条例で明記する必要はないと思われる。削除すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県条例にも規定はありますが、改めて市内循環を促進するために定めるものです。 市の責務、中小企業者の責務、市民の協力の中でも同様の規定を置いており、地域経済に大きな影響をもたらす大企業対しても、一定の協力を求めるものです。

【第8条】教育機関等の役割

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 大学側から見ても、地域企業との連携・共同研究や、学生がインターンシップ等を通じて地域の企業や職業としての実態を知り職業観を養って就職活動につなげるということは重要なこと。その2点がしっかり盛り込まれており内容には満足できる。 	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第5条(中小企業の責務)第6項にも児童、生徒に対する中小企業活動体験の場の提供が盛り込まれているが、ここではもう一步踏み込んで、教育において健全な勤労観及び職業観の形成と、最も重要なのは「地域産業への理解」という文言を入れていただきたい。現状、子供たちが首都圏へ出て行って帰ってこないという課題、現実がある。この点を改善していく意味でも地域にはこんな企業があって、こんな働き方ができる、素晴らしいことをやっているということを教育機関と中小企業が連携することで地域の子供たち、学生にしっかり知ってもらいたいという思いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1項で「地域の産業に関する学習等」を追加しました。 また、人材育成にあたり、「中小企業と連携して」行うことを追加しました。

【第9条】 金融機関等の役割

	意見	条例案への反映
委員	・ 中小企業関係団体等の役割の箇所でも意見が出たが、金融機関の役割にも「創業支援」という項目を入れてはどうか。現状でもやっているが、更に積極的にという意図もある。	・ 金融機関等の役割として、「創業」を追加しました。
委員	・ 「努める」どころか実際に金融機関が取り組んでいるものであり、特に異存はない。	

【第10条】 市民の理解と協力

	意見	条例案への反映
委員	・ 市民の立場としては、このくらいの表現が適当であると思う。	・ 修正等なし。
委員	・ 市民に求めるものとしては、妥当な内容であると思う。	

【第11条】 施策の基本方針

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第4項「産学官連携」のところで、金融機関も加えるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「産学官連携」を「産学官金連携」に修正しました。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第4条「市の責務」とも関わるが、商業者からすれば人口の増加ということはマーケットの拡大、労働者確保の両面から重要であると考え。是非、入れるべきというよりも、ここに入れることが妥当かどうか皆さんの意見を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 前文の中でも「人口減少」という課題に対し、「中小企業の振興なくして人口減少への歯止めはなしえない」ことを追加しました。 これらを踏まえ、施策の基本方針では、(3)「人材の確保、定着及び雇用の創出」や、(6)「創業の促進」、(8)「円滑な事業承継の促進」など、人口増にもつながる事項を掲げています。 地域の経済・雇用を支える中小企業の振興、働きやすい環境の整備を通じ、上田市が魅力ある都市となることで、人口の流入等も期待されるところです。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業振興という観点からも人口増、世帯増ということは重要ではないかというご提案かと思う。本日で議論終了というわけではないので、各委員もこの意見について各自検討いただき、またご意見等あれば次回以降にご発言いただきたい。 	
事務局		<ul style="list-style-type: none"> 「(1) 経営の安定及び改善を促進すること。」を追加しました。

【第12条】 意見の徴収等

	意見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業をはじめとする関係者の意見を聞く機会を設けとあるが、関係者とは具体的にどの範囲を想定しているのか。例えば、商工会議所などは現状でも県や市に意見を具申できるということが法律に定められているが、法律等で定めのない団体等の意見を提出することができるという解釈で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に、条例に基づいて意見を述べるという権限を与えるものではなく、経済活動を行う事業者やそれを支える団体等から幅広く意見を聞くという趣旨です。 商工業振興プランの見直し等の際し、関係者による検討委員会を設け、経済情勢や地域課題を的確に把握し、実効性のある施策を検討していきます。

【全体を通して】

	意 見	条例案への反映
委員	<ul style="list-style-type: none">この条例は、時代に応じて課題等が変わってくるということもあり、条文の中に「見直し」に関する事項は盛り込まなくても良いのか。	<ul style="list-style-type: none">この条例は、ある程度普遍的な中小企業の責務や関係機関の役割などを理念条例として定めるものです。見直しに関する条項はないものの、世の中の流れや状況が大幅に変化すれば、当然、見直しを行うこととなります。また、第11条に定める「施策の基本方針」に基づき、商工業振興プラン等で、具体的な施策を策定することとしており、こうした計画を常に見直すことで、実効性を担保することとします。